発議第　５　号

働く者の声を尊重した労働時間法制の実現とＩＬＯ三者構成原則の堅持を求める意見書の提出について

地方自治法第９９条の規定により、国会及び関係行政庁に対し、働く者の声を尊重した労働時間法制の実現とＩＬＯ三者構成原則の堅持を求める意見書を別紙のとおり提出する。

令和　８　年　９　月２４日提出

提出者　　薩摩川内市議会
産業建設委員会
委員長　　宮　里　兼　実

提　案　理　由

働き方改革関連法の施行から約７年が経過したが、現状、過労死はなくなっておらず、脳・心臓疾患及び精神障害の労災請求件数は、過去最多を記録している。

持続可能な地域社会を維持するために、今求められているのは、誰もが安心・安全に働き、生活時間を確保できる労働時間規制の確立と生産性向上の両立である。

ついては、国会及び関係行政庁に対し、働く者の声を尊重した労働時間法制の実現とＩＬＯ三者構成原則の堅持を求める意見書を提出しようとするものである。

これが本案提出の理由である。

働く者の声を尊重した労働時間法制の実現とＩＬＯ三者構成原則の堅持を求める意見書（案）

働き方改革関連法の施行から約７年が経過しましたが、その目的である「働く者一人ひとりの命と健康を守り、真の安全・安心につなげる」という理念の実現は道半ばです。現状、過労死はなくなっておらず、脳・心臓疾患及び精神障害の労災請求件数は、過去最多を記録しています。

現在、国において労働時間法制の見直し議論が進められていますが、持続可能な地域社会を維持するために、今求められているのは、誰もが安心・安全に働き、生活時間を確保できる労働時間規制の確立と生産性向上の両立です。

よって、労働者の命と健康そして権利を守る観点から、下記の事項を速やかに履行するよう強く要望します。

記

１　「働き方改革」の定着・推進に向けた実効性のある法規制を実現すること。

時間外・休日労働の上限規制の強化や連続勤務規制の導入、勤務間インターバル制度の義務化、「つながらない権利」の立法化など、働く者がしっかりと休息と生活時間を確保できるための法整備を加速すること。

２　長時間労働につながりかねない規制緩和は行うべきではないこと。

長時間労働を招きかねない裁量労働制の対象業務の安易な拡大ではなく、労働時間短縮と生産性向上を両輪で進めるための法整備や企業・労働者への支援を行うこと。

３　労働基準監督署における厳格な指導・監督は維持すべきこと。

労働者の健康確保と「ディーセント・ワーク（人間らしい生活）」を営むためのセーフティネットを形骸化させないよう、適正な運用の徹底と監督指導を強化すること。

４　労働政策決定におけるＩＬＯ三者構成原則を堅持すること。

「働き方改革」の見直しや労働法制の改正議論に当たっては、労働政策審議会をはじめとする場において、労使当事者の声を十分に反映させ、三者構成原則に基づく民主的かつ慎重な合意形成を徹底すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

令和　８　年　９　月２４日

鹿児島県薩摩川内市議会

（提出先）

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣